

岩手県告示第528号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成21年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 雪谷川

2 指定区間

(1) 左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先（日の戸橋）から九戸郡軽米町大字上館第1地割92番地先（いちい橋）まで

(2) 右岸 九戸郡軽米町大字上館第19地割38番3地先（日の戸橋）から九戸郡軽米町大字上館第13地割59番2地先（いちい橋）まで